

## パブリックコメント募集案件概要書

【案件名：つくば市議会の個人情報の保護に関する条例（案）】

つくば市議会事務局議会総務課

### ○ 計画等を必要とする背景・提案に至るまでの経緯

デジタル社会形成整備法の成立により、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が1本に統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的なルールが適用され、その所管が個人情報保護委員会に一元化されることとなる。

これにより、各地方公共団体には新制度による共通ルールが適用されるが、議会については共通ルールの適用対象から除かれることとなるため、議会における個人情報について適正な取扱いを行うことを目的とし、新たに「つくば市議会の個人情報の保護に関する条例」を制定するものである。

### ○ 他の自治体の類似する計画等の事例

法改正に伴う全国一律の制度変更であるため、各地方議会にて同様の条例制定が行われる見込み。

### ○ 関係法令、条例等

- ・個人情報保護に関する法律（令和5年4月1日施行予定）
- ・つくば市情報公開条例

### ○ 計画等の実施により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む。）

つくば市議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することができる。

## つくば市議会の個人情報の保護に関する条例（案）の概要

### 1 条例の目的（条例に合わせ趣旨としたい）

この条例は、つくば市議会での個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適性かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定する。

### 2 条例の内容

#### 第1章 総則

本条例の趣旨、定義、議会の責務について規定。

#### 第2章 個人情報等の取扱い

個人情報の保有の制限等、安全管理措置、従事者の義務等について規定。

#### 第3章 個人情報ファイル

個人情報ファイル簿の作成及び公表について規定。

#### 第4章 開示、訂正及び利用停止

保有個人情報の開示、訂正、利用停止、審査請求について規定。

#### 第5章 雑則

審査会への諮問や施行状況の公表等について規定。

#### 第6章 罰則

適正な取扱いをしなかった場合の罰則について規定。

### 3 今後の予定

令和4年（2022年）11月28日から12月23日まで パブリックコメント実施

令和5年（2023年）1月 パブリックコメント結果の公表

令和5年（2023年）4月1日 条例施行